

子どもの権利に関する条例の制定について

資料1

1 背景・経緯

- 児童の権利に関する条約批准（1994年4月）の後、自治体では、子どもの権利を尊重し、関連する施策の推進を目的とした条例の制定が始まり、2023年4月のこども基本法の施行を契機として、その動きが進んでいる。
- また、近年、いじめや自殺、児童虐待、SNSによる犯罪被害など、子どもを取り巻く状況は厳しさを増している。（いじめ認知件数：2013年度185,803件→2023年度732,568件、児童虐待相談対応件数：2013年度73,802件→2023年度225,509件）
- こうした中、本県においては、本年3月に策定した「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」に基づき、子どもの権利に関する理解促進や、子どもや若者の意見を施策に反映する機会の充実などに取り組んでいる。

2 条例制定の趣旨

- 子どもたちの健やかな成長と将来にわたる幸福な生活の実現に向けては、全ての子どもが権利の主体として尊重され、自ら意見を表明して社会に参画できる環境づくりが重要である。
- また、子どもを取り巻く社会課題は深刻化しており、地域と連携しながら子どもを支える環境づくりを進める必要がある。
- こうしたことから、尊重るべき子どもの権利や県の責務、関係者の役割等を明確に示すことにより、子どもの権利に対する社会的理解の促進を図るために、新たに子どもの権利の尊重に関する基本的な理念や必要な取組を定める条例の制定に向けて検討を進める。

3 条例の構成項目及びその概要（案）

- 北海道など先行する自治体を参考にすると、以下のような条例の構成案が考えられる。

項目	概要
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する施策についての基本理念を定め、県の責務や関係機関の役割等を明示 ・子どもの権利が尊重され、全ての子どもが健やかに成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現
定義	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども等に関する定義
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する施策を行う際に遵守るべき考えは以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ①基本的人権の保障及び差別的取り扱いの禁止 ②生きる権利や成長・発達する権利の保障、及び教育を受ける権利の保障 ③意見を表明する権利や社会活動に参画する権利の保障 ④最善の利益の尊重 ⑤社会全体で子どもを支えるための取組の推進
県の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり子どもに関する施策を実施
保護者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健やかな成長に第一義的責任を有することを認識し、子どもの心身の健やかな成長を図る

項目	概要
総則	<ul style="list-style-type: none"> 学校関係者等の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全を確保し、子どもが安心して学び育つことができる環境を整備 事業者の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られる環境を整備 民間団体等の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの支援や子育ての支援を推進するとともに、県や市町村が行う子どもに関する施策へ協力 県民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する施策に关心及び理解を深め、県、市町村の施策へ協力 市町村との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する施策を実施する際に、県は市町村と連携
	<ul style="list-style-type: none"> 施策の計画的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、こども基本法に基づく計画において、子どもに関する施策の計画的な推進を図る
	<ul style="list-style-type: none"> 意見反映 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、子どもの意見を聴き、その意見を反映するための取組を実施
	<ul style="list-style-type: none"> 社会参画の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、子どもが多様な社会活動に参画できるための取組を実施
	<ul style="list-style-type: none"> 権利の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、広報活動を通じて、子どもの権利を周知
基本的施策	<ul style="list-style-type: none"> 相談体制 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、子ども等からの相談に対応できるよう支援体制を充実 居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> ・県は、子どもが多くの居場所を持てるよう環境を整備 推進体制 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、関係機関と連携をし、社会全体で子どもを支えるための体制を整備 財政上の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、施策を推進するための財政上の措置を実施

4 他都道府県における条例の制定状況

こども基本法施行前 (2023年3月以前)	秋田県、東京都、山梨県、長野県、大阪府
こども基本法施行後 (2023年4月以降)	北海道、埼玉県、神奈川県、新潟県、三重県、滋賀県、徳島県、石川県（予定）、富山県（予定）

※本県の調べによるもの

※県内においては、10市町（名古屋市、豊田市、瀬戸市、津島市、知多市、知立市、岩倉市、日進市、東郷町、幸田町）において、類似の条例が制定されている。

5 今後のスケジュール

- 2025年12月 子ども・若者意見反映ワークショップ開催
- 2026年2月 令和7年度第2回子ども・子育て会議（条例骨子（素案）検討）
- 2026年5月 令和8年度第1回子ども・子育て会議（条例骨子（案）検討）